

第 35 回世界遺産委員会審議概要

日時：平成 23 年 6 月 19 日から 29 日まで

場所：ユネスコ本部（パリ（フランス））

委員国：

<任期：平成 23 年（2011 年）まで>

オーストラリア、バーレーン、バルバドス、ブラジル、中国、エジプト、ヨルダン、ナイジェリア、スウェーデン

<任期：平成 25 年（2013 年）まで>

カンボジア、エストニア、エチオピア、フランス、イラク、マリ、メキシコ、ロシア、南アフリカ、スイス、タイ、アラブ首長国連邦

. 既存の世界遺産の保全状況に関する審議

1. 保全状況調査、危機遺産リスト

第 35 回世界遺産委員会では、169 件の資産について保全状況報告がなされた。そのうち、危機遺産リストに掲載されている全件（34 件）とそれ以外の 29 件（自然遺産 11 件、文化遺産 17 件、複合遺産 1 件）が遺産委員会において審議された。

審議の結果、自然遺産で 2 件（文化遺産は 0 件）「リオ・プラタノ生物圏保護区（ホンジュラス）」（既存の遺産地域の和名は日本ユネスコ協会連盟の「遺産年報」に従う。以下同じ。）、「スマトラの熱帯雨林遺産（インドネシア）」が新たに危機遺産リストに記載された。前者は当該国からの記載要請に基づくものである。

一方、19 年にわたって危機遺産リスト掲載されていた「マナス野生生物保護区（インド）」について、OUV の回復が大きく進んだとして、危機リストからの削除が決定された。

危機遺産リスト記載資産の数は自然遺産 17 件、文化遺産 18 件、合計 35 件となった。

2. アジア地域の定期報告の進捗

アジア太平洋地域の定期報告の進捗状況について報告され、アジア太平洋地域の全ての世界遺産について顕著な普遍的価値の再陳述が提出されるなど、各締約国が積極的に定期報告の作業に参加している点が評価された。その上で、各締約国は様式にそって記入した定期報告を平成 23 年 7 月 31 日までに提出し、世界遺産センターが平成 24 年の第 36 回世界遺産委員会での審議のためにアジア太平洋地域の定期報告書を取りまとめるよう求める決議が採択された。（決議 35 COM 10C.1）

・ 推薦案件に関する審議

1. 全体の審議傾向

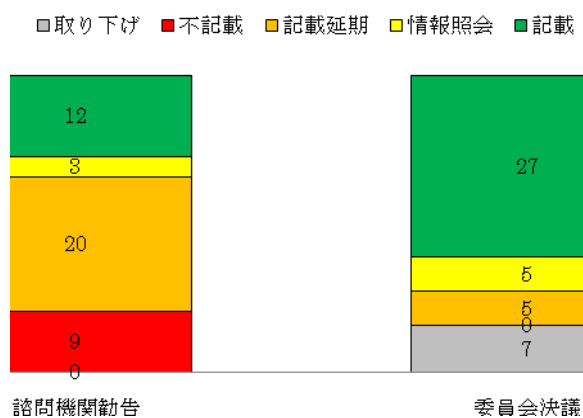
IUCN の技術評価報告書では、複合遺産を含む自然の価値に基づく推薦 13 件のうち、世界遺産リスト記載の勧告は 3 件、情報照会 1 件、記載延期が 5 件、不記載の評価は 4 件であった。委員会の審議の結果、「ワディラム渓谷（ヨルダン）」の情報照会勧告が記載決議に変更され複合遺産として記載されたため、自然の価値に基づく記載の決議は 4 件に増えた。また、スロベキアとウクライナの「カルパチア山地のブナ原生林」のドイツ部分の拡張について、延期勧告だったが、委員会審議の結果拡張が承認された。そのほか、例えば複合遺産として推薦された「サムール川の三角州（セネガル）」について、IUCN による不記載勧告が委員会審議により情報照会決議に変更されるなど、5 件の審議で諮問機関の勧告が変更されて情報照会の決議となった。このような無理な変更は締約国に時間や条件の制約を与えてしまう結果になるため poisoned gift であると表現する意見があった。

諮問機関の勧告が遺産委員会によって覆される傾向は文化遺産においてより顕著にあらわれており、12 件の記載延期勧告の資産が記載決議（複合遺産として推薦され文化遺産として記載されたものも含む）を受けた。

文化遺産と合わせると 25 の資産が世界遺産リストに新規掲載され（自然 3、複合 1、文化 21）、世界遺産リスト登録資産は合計 936（自然 183、複合 28、文化 725）となった。

なお、ブラジルで開催された第 34 回世界遺産委員会に引き続いて、多くの推薦案件において諮問機関の勧告が遺産委員会により変更される結果となった。

第35回世界遺産委員会推薦案件諮問機関評価と委員会決議



第 35 回世界遺産委員会における自然遺産及び複合遺産の推薦案件の審議結果

	締約国	資産名	区分	IUCN 評価	委員会決議
1	オーストラリア	ニンガルー海岸 (Ningaloo Coast)	自然	記載	記載
2	ベナン共和国	ベンジャリ国立公園 (Pendjari National Park)	自然	記載延期	記載延期
3	中国	五大連池市国立公園 (Wudalianchi National Park)	自然	不記載	取り下げ
4	ドイツ	ドイツの古代のブナ林 (スロベキアとウクライナの「カルパチア山地のブナ原生林」の拡張)	自然	記載延期	拡張承認
5	インド	西ガーツ山脈 (Western Ghats)	自然	記載延期	情報照会
6	イラン	ハラ保護区域 (Harra Protected Area)	自然	不記載	取り下げ
7	日本	小笠原諸島 (Ogasawara Islands)	自然	記載	記載
8	ケニア	大地溝帯 (グレート・リフト・バレー) のケニアの湖沼系 (Kenya Lake System in the Great Rift Valley)	自然	記載	記載
9	コンゴ、カメルーン、中央アフリカ共和国	三国共同のサンガ地方 (Trinational Sangha)	自然	記載延期	情報照会
10	ベトナム	フォンニャ-ケバン国立公園 (Phong Nha-Ke Bang National Park)	自然	記載延期	情報照会
11	ジャマイカ	ブルー、ジョンクルー・マウンテンズ国立公園	複合	自然 = 不記載 文化 = 記載延期	自然 = 記載延期 文化 = 記載延期
12	ヨルダン	ワディ・ラム (Wadi Rum) 渓谷	複合	自然 = 情報照会 文化 = 記載延期	自然 = 記載 文化 = 記載
13	セネガル	サルーム川の三角州 (Saloum Delta)	複合	自然 = 不記載 文化 = 記載	自然 = 情報照会 文化 = 記載

<参考> 推薦に関する決議について
 推薦に関する決議には以下の 4 種類ある。
記載 (inscribe): 世界遺産リストに記載される。
情報照会 (refer): 価値も完全性の条件もほぼ満たしているが追加情報が必要という場合で、推薦書を再度提出することなく、2 月 1 日までに追加情報を提出すれば、翌年でも再度審議可能となる。ただし 3 年以内に再審議されなかった場合は、新規推薦と同様の手続きを踏まなければならない。
記載延期 (defer): 価値が認められる可能性があるがその証明が不十分である場合や、価値は認められるが完全性の条件を満たさない場合で、再度推薦書を作りなおし、新規推薦と同様の手続きが必要となる。
不記載 (not to inscribe): 世界遺産としての価値を認めない、という判断。この決議になると、新規発見や新規の科学的知見が得られた場合以外は、同じ内容で再度推薦することはできない。異なるクライテリアを根拠とした全く新しい推薦とすることは可能である。

2. 小笠原諸島の審議結果

推薦案件の決議案は、通常、当該資産を世界遺産一覧表に記載するか否か、(記載する場合は) 顕著な普遍的価値の陳述、当該資産の完全性や保全管理に対する勧告事項、で構成される。

小笠原諸島の決議案は、の顕著な普遍的価値の陳述に本来言及されているべき小笠原諸島の自然環境の概説が含まれてなく、また数カ所に事実誤認を含んでいた。そのため、

諮問機関である IUCN と調整した上で修正案を作成し、小笠原諸島の審議の際に修正案が採択されるようユネスコ世界遺産センター及び世界遺産委員会の委員国と事前の調整を行った。

審議においては、小笠原諸島に対する津波の影響の有無、上記の修正案について IUCN との調整状況等について我が国への質問があった。

その結果、平成 23 年 6 月 24 日午後 15 時 50 分（現地時間）に決議案が決定し、小笠原諸島の世界遺産一覧表への記載が決定した。最終的には 29 日に決議が採択され、同日付で小笠原諸島が世界遺産一覧表に記載された。



第 35 回世界遺産委員会の会場となったユネスコ本部



小笠原諸島の審議風景



登録決定時に祝福を受ける日本政府代表団



メディアに囲まれる副村長

・第 36 回世界遺産委員会について

1. 第 36 回世界遺産委員会

我が国の資産を含むアジア太平洋の定期報告が審査される 2012 年の第 36 回世界遺産委員会は、サンクトペテルブルグ（ロシア）で 2012 年 6 月 25 日～7 月 5 日までの開催予定となった。

議長：Mitrofanove Elenora 大使（ロシア）

報告者：未定

副議長国：南ア、UAE、豪（暫定）、メキシコ、仏

2. 審議予定の推薦案件

2012 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに推薦書が提出された資産は 48 件であり、そのうち世界遺産センターによって推薦書の形式上の要件を満たすと判断された資産は 33 件である。このうち、自然遺産に関する記載基準で推薦された資産は 8 件で、すでに 1 件が推薦を取り下げられている。我が国に関する審議案件はない。

・トピック

1. 世界遺産条約 40 周年記念行事

2012 年は世界遺産条約の採択から 40 周年の節目の年であり、世界各地で条約 40 周年を記念する行事が開催される。我が国は、2010 年の世界遺産委員会において、条約 40 周年のクロージングイベントをホストする意向を示している。

世界遺産センターに対して、世界遺産の管理に関する優良事例について共有するための世界遺産管理ネットワークの設立や、我が国で行われる 40 周年のクロージングイベントにおいて優良事例を表彰するための方法を（一度限りのイベントとして）検討するよう要請がなされた（決議 35COM12D）。

40 周年のテーマは「世界遺産と持続可能な開発：地域コミュニティの役割」であり、このような場が持たれるなら、我が国の世界自然遺産の管理を国際的に発信する非常に機会になるであろう。

2. 透明性の向上

第 35 回世界遺産委員会では、世界遺産委員会の透明性の向上に関連して、以下の決議が採択された（決議 35COM12B）。

- ・世界遺産委員会の審議をライブストリーミングするよう決定
- ・世界遺産委員会の審議を登録されたジャーナリストに公開することを決定
- ・世界遺産センターに対し、諮問機関による評価報告書が確定され次第締約国に送付すること、作業文書を締約国に配布すると同時に一般公開することを要請

4. 環境影響評価(EIA)・世界遺産影響評価(HIA)

決議 35COM12E にて世界遺産センターと諮問機関に対して、次回の委員会での検討に付すため、以下の事柄等について明確化するガイダンスを作成するよう要請（Request）された。

- ・開発行為が顕著な普遍的価値にもたらす潜在的な影響についての環境影響評価（Environmental Impact Assessment）や遺産影響評価（Heritage Impact Assessment）の必要性
- ・顕著な普遍的価値に影響を及ぼしそうなものとして報告されるべき活動の種類
- ・バッファゾーンなどの保護のメカニズム

あわせて締約国に対して、EIA や HIA が資産に影響を及ぼすおそれのある開発計画に対して実施されること、これらが資産の顕著な普遍的価値への影響を特に評価するものであることを確保すること等を奨励（Encourage）している。

5. 世界遺産条約履行のための作業指針の改定

推薦書の様式などを定めた「世界遺産条約履行のための作業指針」については、以下の概要のとおり修正された。

作業指針の主な修正点

< 暫定リスト >

Para 68 暫定リストの提出に際して、世界遺産センターがその様式の適合性を確認することとする修正。

< 保護管理 >

Para 96 完全性が顕著な普遍的価値に含まれる形に記述ぶりを修正し、定期的な保全管理状況の点検を世界遺産のモニタリング枠組（定期報告と Reactive Monitoring）において実施するべく修正。

<境界>

Para 107 バッファゾーンの新設に際して、境界の軽微な変更の手続きにより、遺産委員会の承認を得ることとする修正。

<管理制度>

Para 110 全ての世界遺産に対して、提案された開発(intervention)に先だって影響評価が不可欠であるとする修正。

Para 111 効果的な遺産管理システムが含むべき要素として、影響や開発に関するモニタリングと評価を含むこととする修正。

Para 112 遺産の管理において、バッファゾーンやより広い環境を含めて、OUVを将来にわたって維持するための統合的管理の重要性について追記する修正。

<持続可能な利用>

Para 119 遺産に関係する法令等が地域住民や利害関係者の参加を促進すべきものである旨等の記述を追加する修正。

<保護管理>

Para 132 推薦時にデジタル写真データの提出等を求める修正。

Para 132 遺産管理において持続可能な利用を位置付ける修正。

<シリアル推薦>

Para 137 シリアル資産の要件についての修正。

<諮問機関による推薦の評価>

Para 150 諮問機関の評価書における事実誤認の訂正について委員会開催日の二週間前までに提出（現在は二日前）すること等とする修正。

<世界遺産委員会の決議>

Para 155 世界遺産委員会で決議される顕著な普遍的価値の陳述において、保護管理上の要件も含むこととする修正。

<境界の変更>

Para 164 軽微な境界変更の手続きにおいて、諮問機関が軽微な変更に該当するかどうかを評価することを明記する修正。

<危機遺産リスト>

Para 180 自然遺産の危機遺産リスト掲載のクライテリアとして、気候や地質などの環境要因による危険な影響という新規項目を追加。

Decision: 35 COM 8B.11

The World Heritage Committee,

1. Having examined Documents WHC-11/35.COM/8B and WHC-11/35.COM/INF.8B2,
2. Inscribes the **Ogasawara Islands, Japan**, on the World Heritage List under **criterion (ix)**;
3. Adopts the following Statement of Outstanding Universal Value:

Brief synthesis

The Ogasawara Islands are located in the North-Western Pacific Ocean roughly 1,000 km south of the main Japanese Archipelago. The serial property is comprised of five components within an extension of about 400 km from north to south and includes more than 30 islands, clustered within three island groups of the Ogasawara Archipelago: Mukojima, Chichijima and Hahajima, plus an additional three individual islands: Kita-iwoto and Minami-iwoto of the Kazan group and the isolated Nishinoshima Island. These islands rest along the Izu-Ogasawara Arc Trench System. The property totals 7,939 ha comprising a terrestrial area of 6,358 ha and a marine area of 1,581 ha. Today only two of the islands within the property are inhabited, Chichijima and Hahajima.

The landscape is dominated by subtropical forest types and sclerophyllous shrublands surrounded by steep cliffs. There are more than 440 species of native vascular plants with exceptionally concentrated rates of endemism as high as 70% in woody plants. The islands are the habitat for more than 100 recorded native land snail species, over 90% of which are endemic to the islands.

The islands serve as an outstanding example of the ongoing evolutionary processes in oceanic island ecosystems, as evidenced by the high levels of endemism; speciation through adaptive radiation; evolution of marine species into terrestrial species; and their importance for the scientific study of such processes.

Criterion (ix): The property's ecosystems reflect a range of evolutionary processes illustrated through its rich assemblage of plant species from both a Southeast Asian and a Northeast Asian origin. There is also a very high percentage of endemic species in selected taxonomic groups, resulting from these evolutionary processes. Within the flora it is an important centre for active, ongoing speciation.

The Ogasawara Islands provide valuable evidence of evolutionary processes through their significant on-going ecological processes of adaptive radiation in the evolution of the land snail fauna as well as in their endemic plant species. The examples of fine-scale adaptive radiation between and sometimes within the different islands of the archipelago are central to the study and understanding of speciation and ecological diversification. This is further enhanced by the relatively low extinction rates in taxa such as the land snails.

It is the combination of both the concentration of endemism and extent of adaptive radiation evident in the Ogasawara Islands which sets the property apart from other places illustrating evolutionary processes. When taking into account their small area, the Ogasawara Islands show exceptionally high levels of endemism in land snails and vascular plants.

Integrity

The boundaries of the serial property cover the key values of the property and are well designed. The zonation and the legal protection provide an appropriate framework, while the boundaries of Ogasawara National Park serve as a functional overall buffer zone. Marine protected areas are partly included, contributing to more effective management of the terrestrial-marine interface and thus integrity. Integrity issues are mostly related to external threats, most importantly invasive alien species. The effects of invasive alien species and historic logging have already altered many of the archipelago's habitats. Future invasions have the potential to compromise the very values the Ogasawara Islands have been recognized for and therefore need careful and continuous attention. Possible future air access, as well as increased visitation and corresponding development

potentially have strong and even irreversible effects in a fragile island environment. Control of access to the islands and of alien invasive species, two in part overlapping issues, is of critical importance for the conservation of the archipelago.

Protection and management requirements

The majority of the property is state-owned and under the authority of various agencies. Some land is owned by Ogasawara Village with some other areas privately owned. The property contains five legally designated categories of protected area managed by three national Government agencies and is surrounded by the much larger Ogasawara National Park serving as a functional buffer zone. The property is protected through seven pieces of national legislation which overlap in jurisdiction and objectives specifying the mandate of the Ministry of the Environment, the Forestry Agency and the Cultural Agency. Any jurisdictional conflicts are resolved through an interagency Regional Liaison Committee structure.

The 2010 multi-agency Ogasawara Islands Management Plan and companion Ogasawara Islands Ecosystem Conservation Action Plan cover a wide area of 129,360 ha and include controls beyond the property such as ship navigation routes. The plans deal with critical issues such as access to the islands and control of alien invasive species. Management activities are detailed for the different island groups within the property with clear coordination mechanisms and monitoring plans prescribed. The plan is based on scientific knowledge and includes timetabled and prioritized actions.

The property benefits from strong links and dialogue between researchers, managers and community. Particularly commendable is the role of the Scientific Council and the approach to research which is adaptive and management-oriented. Local involvement and the maintenance of community benefits are crucial elements in the management of this remote archipelago.

4. Commends the State Party on the major and increasing conservation investments evident in the nomination, a high level of community participation, the multi-agency approach taken and the decision to increase the marine area of the property during the nomination process;
5. Requests the State Party to:
 - a) Continue its efforts to address invasive alien species;
 - b) Ensure all significant infrastructure development, including for tourism and access to the islands, is subject to rigorous prior environmental impact assessment;
6. Strongly encourages the State Party to:
 - a) Consider further expansion of the property's Marine Park Zones to facilitate more effective management and thereby enhance the integrity of the marine-terrestrial ecosystem dynamic,
 - b) Develop and implement a research and monitoring programme to assess and adapt to the impacts of climate change on the property,
 - c) Ensure careful tourism management in anticipation of increased future visitation and, in particular, to strengthen the Ogasawara Ecotourism Council integrating the Scientific Council as a member of the Ogasawara Ecotourism Council and advising on appropriate tourism policies that protect the island's values,
 - d) Ensure careful regulation and incentivization of commercial operators to manage visitor impacts, including through mandatory requirements and certification incentives for tourism operators.

決議案 35 COM 8B.11

世界遺産委員会は

1. 作業文書 WHC-11/35.COM/8B 及び WHC-11/35.COM/INF.8B2 を検討し、
2. 日本の「小笠原諸島」をクライテリア(ix)で世界遺産一覧表に記載し、
3. 以下の顕著で普遍的な価値の陳述を採択する：

概要

小笠原諸島は日本列島から約 1,000km 南方の北西太平洋に位置する。この連続性のある（シリアル）資産は南北約 400km にわたる 5 つの構成要素から成り、小笠原群島を構成する 3 つの列島（聳島列島、父島列島、母島列島）に含まれる島々とその他 3 つの島（火山列島の北硫黄島と南硫黄島、及び孤立島の西之島）があり、合わせて 30 以上の島々が存在する。本諸島は伊豆・小笠原弧の島弧-海溝系に沿って形成されている。資産の面積は陸域 6,358ha、海域 1,581ha、合計 7,939ha である。現在、資産の中では父島と母島の 2 島のみ人が居住している。

景観は主に亜熱帯林と乾燥低木林であり、急峻な断崖に囲まれている。在来の維管束植物が 440 種類以上生育しているが、その固有種率は並外れて高く、木本植物では約 70% に達する。また、100 種以上の在来の陸産貝類が生息し、その 90% 以上が本諸島の固有種である。小笠原諸島は、海洋島生態系の現在進行中の進化過程の顕著な例であり、それは固有性のレベルの高さ、適応放散による種分化、海洋生物種から陸上生物種への進化、そうした過程の科学研究における本諸島の重要性などによって証明されている。

クライテリア

クライテリア(ix)：資産の生態系は様々な進化の過程を反映しており、それは東南アジア及び北東アジア起源の植物種の豊かな組み合わせによって現されている。また、そのような進化の過程の結果、固有種率が極めて高い分類群がある。植物相における活発な進行中の種分化の重要な中心地となっている。

小笠原諸島は、陸産貝類相の進化及び植物の固有種における適応放散という、重要な進行中の生態学的過程により、進化の過程の貴重な証拠を提供している。小笠原諸島の島間、時には島内における細やかな適応放散の数々の事例は、種分化及び生態学的多様化の研究、理解の中核となっている。この特徴はさらに、陸産貝類などの分類群における絶滅率の低さにより、強化されている。

小笠原諸島においては、固有性の集中と明白な適応放散の広がりとの組み合わせが、他の進化過程を示す資産よりも際だっている。小面積であることを考慮すると、小笠原諸島は陸産貝類と維管束植物において並外れた高いレベルの固有性を示している。

完全性

この連続性のある資産の境界は、資産の主要な価値を包含しており、良く設計されている。ゾーン区分と法的な保護は適切な枠組みを提供しており、小笠原国立公園の境界は機能的に全体を覆うバッファとなっている。海洋保護区が部分的に包含され、陸域と海域の接点の管理をより効率的なものとしており、完全性の強化に貢献している。完全性の課題は主に外的脅威に関連しており、最も重要なのは侵略的外来種である。侵略的外来種及び過去の伐採の影響が、すでに小笠原諸島の多くの生息環境に変化を与えた。今後新たな侵略が起これば小笠原諸島の遺産価値を危険にさらす可能性があり、注意深く継続的に監

視する必要がある。将来的に航空路が開設されたり、観光客の増加やそれに伴う開発があれば、脆弱な島嶼環境に対して、強力な、時には不可逆的な影響を与える可能性がある。諸島へのアクセスの管理及び侵略的外来種の駆除、これらは重複する点もあるが、この2点が本諸島の保全に極めて重要である。

保護管理の要件

資産の大部分は国有地であり様々な機関の管轄下にある。他に小笠原村有地、私有地が含まれている。資産には法的に指定された保護地域が5種類あり、それらは3つの国家政府機関により管理されている。さらに外側をより大きな小笠原国立公園に囲まれており、それがバッファゾーンの機能を果たしている。資産は7つの法律によって保護されており、それらは管轄や目的を重複しながら環境省、林野庁、文化庁の職務を指定している。管轄に関する不一致は機関をまたがる地域連絡会議の構造を通じて解消される。

2010年に複数機関により策定された小笠原諸島管理計画とこれに付随する小笠原諸島生態系保全アクションプランは、129,360haにわたる広大な地域を対象としており、船舶の航路など推薦資産を越えた範囲の管理についても含んでいる。これらの計画は、小笠原諸島へのアクセスや侵略的外来種の対策などの重要な事項を取り扱っている。管理活動は、資産の中の列島毎に詳述され、明確な調整のための仕組みとモニタリング計画が規定されている。計画は科学的知見に基づいており、時間枠が示され優先順位付けされた活動も示されている。

本資産においては研究者、管理者、地域社会の間の強い連携と対話があり、その恩恵を受けている。特に、科学委員会の役割と順応的で管理に即した研究姿勢は、称賛すべきものである。地域住民の参画とその利益の維持は、この遠隔島嶼の管理においては極めて重要な要素である。

4. 締約国の大規模、かつ増大している保全のための投資を称賛する。それは推薦、地域住民参画のレベルの高さ、複数機関が協力していること、推薦過程において海洋地域の増大を決定したこと、などに明白に現れている。

5. 締約国に以下を要請する：

- a) 侵略的外来種対策を継続すること。
- b) 観光や諸島へのアクセスなど、すべての重要なインフラ開発について、事前に厳格な環境影響評価を確実に実施すること。

6. 締約国に以下を強く奨励する：

- a) 資産における海域公園地区をさらに拡張することを検討すること。それにより、管理効率が向上し、海域と陸域を結ぶ生態系の完全性が強化されることが期待される。
- b) 気候変動が資産に与える影響を評価し、適応するための研究及びモニタリング計画を策定、実施すること。
- c) 将来的に来島者が増加することを予測し、注意深い観光管理を確実に実施すること。特に、小笠原エコツーリズム協議会を強化するために、科学委員会を協議会の構成員に加え、諸島の価値を保護するような適切な観光方針を助言してもらうこと。
- d) 観光による影響を管理するために、観光業者に対して、必須条件と認証制度を設定するなどして、注意深い規制と奨励措置を確実に行うこと。